

小郡市リサイクル協力店認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の適正処理及び減量促進に資するため、市内又は市外の小売業者等をリサイクル協力店として認定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(リサイクル協力店の事業)

第2条 リサイクル協力店は、前条の趣旨に則り、次に掲げる各号のうち1以上の事業を行うものとする。

(1) 市指定ごみ袋及び粗大ごみシール（以下「ごみ袋等」という。）の販売

(2) トレー回収及び設置場所の管理

2 前項に関する事業については、別表第1及び別表第2のとおりとする。

3 リサイクル協力店は、ごみ袋等を第三者への無償譲渡、景品としての配布その他販売以外の目的に使用してはならない。

(申請)

第3条 リサイクル協力店の認定を受けようとするものは、小郡市リサイクル協力店認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(承認)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、認定するときは、小郡市リサイクル協力店認定書（様式第2号）により通知する。

(変更)

第5条 リサイクル協力店は、第3条の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、直ちに小郡市リサイクル協力店登録事項変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(廃止)

第6条 リサイクル協力店は、第2条第1項に定める事業を廃止するときは、小郡市リサイクル協力店廃止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年8月7日から施行する。

附 則（令和3年3月25日小郡市告示第43号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月10日小郡市告示第156号）

この告示は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（令和8年3月24日小郡市告示第43号）
この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| ごみ袋等の販売事業 | |
|-----------|---|
| 販売品目 | 原則、ごみ袋等の全種類（事業系可燃ごみ専用袋を除く。）を販売するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。 |
| 発注先 | ごみ袋等配達受託業者（以下「受託業者」という。） |
| 発注方法 | 電話又はFAX（専用の注文書を用いること。） |
| 納品方法 | 原則、毎週水曜日までに発注を受けたごみ袋等を翌木曜日に受託業者が納品する。この場合において、納品時刻の指定は、原則、できないものとする。 |
| 支払方法 | 原則、納品時に受託業者に現金で支払うこと。 |
| 卸値・小売額 | 別表第2のとおり |
| 不良品対応 | 不良品が発生した場合、リサイクル協力店はその内容を確認し、店舗在庫と交換するものとする。この場合において、市は、市の在庫とリサイクル協力店が保有する不良品を交換することで店舗在庫の欠損分を補充する。 |
| トレー回収事業 | |
| 回収ボックス及び袋 | 回収に使用する専用ボックス及び袋は、市から無料で提供するものとする。 |
| 回収方法 | 回収は、市から受託した業者が市の指定する日に行うものとする。 |
| 注意事項 | リサイクル協力店は、回収ボックス及び袋の設置場所を清潔に保ち、トレーが散乱しないようにすること。 |

別表第2（第2条関係）

ごみ袋等値段表

| ごみ袋等の種類 | 注文単位 | 卸値 | 小売単位 | 小売額 |
|-----------|----------|--------|------|------|
| 燃えるごみ袋（大） | 1包（200枚） | 9,800円 | 10枚 | 520円 |
| 燃えるごみ袋（小） | 1包（200枚） | 5,600円 | 10枚 | 310円 |
| ビン専用袋（大） | 1包（200枚） | 5,600円 | 5枚 | 155円 |
| ビン専用袋（小） | 1包（200枚） | 2,800円 | 5枚 | 85円 |
| 不燃物専用袋（大） | 1包（200枚） | 5,600円 | 5枚 | 155円 |
| 不燃物専用袋（小） | 1包（200枚） | 2,800円 | 5枚 | 85円 |
| 粗大ごみ用シール | 1束（10枚） | 5,210円 | 1枚 | 524円 |

| | | | | |
|------------|----------|---------|-----|--------|
| 事業系可燃ごみ専用袋 | 1包(200枚) | 20,400円 | 10枚 | 1,050円 |
|------------|----------|---------|-----|--------|

備考

- 1 ごみ袋等の卸値は、小郡市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成10年小郡市条例第13号）別表第1に規定する一般廃棄物処理手数料から、ごみ袋等1枚当たり3円を引いた金額で算出する。
- 2 ごみ袋等の小売単位及び小売額を変更してはならない。
- 3 事業系可燃ごみ専用袋は、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者のみ取り扱うことができる。
- 4 ごみ袋等の購入後の返品及び商品の品質に問題がない場合の交換はできないものとする。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

小郡市長 殿

店 舗 名

店舗代表者氏名
(署名又は記名押印)

小郡市リサイクル協力店認定申請書

小郡市リサイクル協力店認定要綱第3条の規定により、小郡市リサイクル協力店として認定を申請します。

記

1. 店舗の情報

所在地

電話番号

FAX番号

担当者氏名 (店舗代表者以外に担当者がある場合)

2. 事業の内容 (○を付けてください。)

- (1) 市指定ごみ袋及び粗大ごみシールの販売 (原則、全種類 (事業系可燃ごみ専用袋を除く。) 取り扱うものとする。)
- (2) トレー回収及び回収場所の管理

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

殿

小郡市長

小郡市リサイクル協力店認定書

年 月 日付けで申請のあったリサイクル協力店認定申請について、小郡市リサイクル協力店認定要綱第4条の規定により、下記の条件を付して承認します。

記

1. 小郡市リサイクル事業の趣旨を尊重すること。
2. リサイクル協力店の事業について、市から指示があった場合は、その指示に従うこと。
3. 店舗情報の変更又は事業の廃止が生じた場合は、直ちに市に報告すること。
4. ごみ袋等を第三者への無償譲渡、景品としての配布その他販売以外の目的に使用しないこと。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

小郡市長 殿

店 舗 名

店舗代表者氏名
(署名又は記名押印)

小郡市リサイクル協力店登録事項変更届

小郡市リサイクル協力店の登録内容に変更が生じたため、小郡市リサイクル協力店
認定要綱第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1. 変更事項（○を付けてください。）

店舗名・店舗代表者氏名・所在地・電話番号・FAX番号・担当者氏名・事業内容

2. 変更内容

| | |
|-----|--|
| 変更前 | |
| 変更後 | |

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

小郡市長 殿

店 舗 名

店舗代表者氏名
(署名又は記名押印)

小郡市リサイクル協力店廃止届出書

小郡市リサイクル協力店を廃止したので、小郡市リサイクル協力店認定要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1. 廃止の理由

2. 廃止年月日（最終営業日）

年 月 日

3. トレー回収ボックスの回収希望日（該当店舗のみ）

年 月 日